

2022年9月2日

株主各位

株式会社西武ホールディングス

株主総会資料の電子提供制度と書面交付請求に関する Q&A について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2022年9月1日から会社法の改正により株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなります。上場会社（当社を含む）は、その導入が法令上、義務付けられております。

このたび、この制度へのご理解を深めていただくために、電子提供制度と書面交付請求について Q&A を作成いたしました。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

記

Q1. 株主総会資料の電子提供制度とはどのような制度ですか。

A1. 株主総会資料の電子提供制度とは、発行会社が株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類及び監査報告）を株主総会の日（日）の3週間前までにウェブサイトに掲載した上で、当該ウェブサイトの URL を株主さまに通知し、株主さまは原則として当該ウェブサイトにアクセスしてその内容を閲覧いただく制度です。株主さまには、株主総会の日（日）の2週間前までに、ウェブサイトのアドレス等を記載した株主総会の招集通知、議決権行使書等を送付いたします。

Q2. 電子提供制度の適用開始はいつからですか。

A2. 2023年3月以降に開催される株主総会から開始されます。

Q3. 電子提供制度の対象株主について教えてください。

A3. 2023年3月以降に開催される各株主総会で、議決権を有する株主さまが対象となります。

Q4. 引き続き、株主総会資料を書面で送っていただきたいのですが、どうすればよいですか。

A4. 株主総会資料を書面で受領するためには「書面交付請求」のお手続きが必要です。

Q5. 「書面交付請求」はどちらで手続きをすればよいのでしょうか。

A5. 株主総会参考資料を書面で受領することを希望する株主さまを対象に、当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行もしくは株式を保有している証券会社等にて手続きを受付しております。

「書面交付請求」のお手続きに必要な「書面交付請求書」の送付依頼は [こちら](#)（みずほ信託銀行 証券代行部のサイトにリンクしています）で受付を行っております。

Q6. みずほ信託銀行のお問合せ先はどちらでしょうか。

A6. みずほ信託銀行 証券代行部 株主総会資料ウェブ化に関するお問合せ窓口

0120-524-324 受付時間：平日 9時～17時 ※土・日・祝祭日はご利用いただけません。

Q7. 書面交付請求は毎年必要ですか。

A7. 原則、不要です。

以上